

事務連絡  
令和6年1月18日

各都道府県 生活福祉資金貸付事業主管課 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室

令和6年能登半島地震に伴う生活福祉資金（緊急小口資金）の特例措置が必要な地域として各都道府県知事が設定した地域について

今般、令和6年能登半島地震により被災された世帯を対象として、「生活福祉資金貸付（福祉資金〔緊急小口資金〕）の特例について」（令和6年1月9日社援発0109 第3号厚生労働省社会・援護局長通知）により、特例措置を講じているところです。

当該通知の1に記載の「被災したため特例措置が必要な地域として、貴職（注：都道府県知事）が設定した地域」は、下記の地域（令和6年1月18日現在）となりますので、御留意いただくとともに管内の都道府県社会福祉協議会に周知していただきますようお願いいたします。

なお、これらの指定地域に加えて、災害救助法の適用となった地域の被災世帯も特例措置の対象となっていることを申し添えます。

#### 記

<各都道府県知事が設定した地域（令和6年1月18日現在）>

- 新潟県 阿賀野市、阿賀町、粟島浦村、魚沼市、小千谷市、刈羽村、新発田市、聖籠町、関川村、胎内市、田上町、津南町、十日町市、村上市、弥彦村、湯沢町
- 富山県 魚津市、入善町

#### 【担当部署】

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室 生活福祉資金担当  
[TEL] 03-5253-1111 (内線) 2231  
[FAX] 03-3592-1459  
[E-mail] shikin@mhlw.go.jp